

背景に個人情報不正漏えい問題

2001年2月23日、京都地裁で宇治市住民基本台帳データ不正漏えい事件の第一審判決が言い渡された。市の保有する住民基本台帳データ約22万人分を、外部委託業者のアルバイト学生がMOにコピーして持ち出し、不正漏えいさせた結果、名簿業者のサイトでデータが販売されていたという事案で、判決は市側が管理を怠っていたとしてプライバシー侵害による損害賠償責任を認めた事件であった。判決を不服として市側が行った控訴も棄却されている（大阪高裁平成13（2001）年12月25日判決）。

こうした個人情報の不正漏えい事件は他にも数多く発生しており、さらに米国の電子商取引サイトでは、自動情報収集技術「クッキー」などによって、本人の知らない間に個人情報を収集していることが、プライバシーとの関係で問題視されてきた。

住基ネット導入の条件として登場

宇治市の事件が発覚した1999年春当時、「住民基本台帳ネットワーク」（住基

ネット）導入をめざしていた与党3党は、導入の条件として、民間部門へのデータ流出を防止する目的で、「個人情報保護基本法」を住基ネットの本格稼働開始時期までに立法化することで合意した。“国民総番号制”に連なるデータバンク化を推し進めるものとして野党が反対していた住基ネットの法案は、同年夏に強行採決によって国会で可決成立する一方、前記合意に基づいて政府で立法化に向けた検討作業が進められた結果、2001年春の通常国会に「個人情報保護法案」が提出されて継続審議となり、ようやく2002年春の通常国会で審議入りした。

「個人情報保護法案」の内容

この法案は、すべての者に適用される「基本原則」を内容とした基本法部分と、民間部門を対象として具体的義務を定めた規定部分とで構成されている。基本原則は個人情報全般を保護対象としている。これに対し、義務規定の部分はコンピュータ処理された個人情報が主要対象とされており、データのセキュリティを自ら図る義務だけでなく、従業者や委託先に対する監督義務が定めら

れているほか、データ取得時に本人に利用目的を示し、利用目的の範囲内でのみこれを利用でき、第三者に提供するには本人の同意を要するとするなど、さまざまな義務が規定されている。違反行為には監督官庁の命令などの措置がとられ、命令違反は罰則の対象となる。さらに保有する個人データの開示請求権、不正確な内容の訂正請求権、一定の場合の利用停止請求権などが本人に付与されており、苦情処理制度も用意されている **Jump01**。

表現・報道の自由規制のおそれ

この法案の審議と同時に、すでに制定済みの「行政機関保有個人情報保護法」の改正案や、「独立行政法人保有個人情報保護法案」も提出されているが、「個人情報保護法案」に対しては、規制の対象が極めて広いことなどもあって、表現・報道の自由などを不当に規制するおそれがあるとする反対意見も強く、本稿執筆段階では国会審議は大荒れの様相を呈している **Jump02 Jump03**。

2003年春には住基ネットが本格稼働を開始し、地方自治体間をネットで結んで住民によるオンライン申請等を可能にするLGWAN（総合行政ネットワーク）の稼働も進められているので **Jump04**、しばらくは本問題から目が離せない状況である。

（岡村久道 弁護士/近畿大学講師）

図1 ジャーナリストや作家を中心に反対の声も **Jump03**

- Jump01** 個人情報保護法案全文、議事要旨など
www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/
- Jump02** 個人情報保護法の諸問題
fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/kjh/
- Jump03** 個人情報保護法案拒否！共同アピールの会
www.interq.or.jp/japan/sgd/
- Jump04** LGWAN全国センター
www.lasdec.nippon-net.ne.jp/lgw/lgwan.htm LGWAN



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp